別記第１号様式（第4条関係）

住宅宿泊事業の適正な運営に係る証明書

　　　　年　　月　　日

　和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出をしようとする者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

　条例第3条の規定により、次のとおり住宅宿泊事業を適正に運営することを証します。

記

１　住宅宿泊事業を営もうとする住宅に関する事項（法第3条関係）

（１）所在地

（２）不動産番号

（３）厚・国規則第2条各号に掲げる家屋の別

（４）一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

（５）住宅の規模

　　ア　居室（　　　　　　　㎡）

　　イ　各階の宿泊室

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

　　ウ　各階の宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

　　エ　イとウの合計

　　　（　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、　階　　　　　㎡、合計　　　　　　㎡）

２　宿泊者の衛生確保のために講ずる措置（条例第5条関係）

（１）設備・備品等の清潔保持に関する措置

（２）レジオネラ症対策に関する措置

（３）衛生管理の知識の習得

（４）（１）～（３）のほか、宿泊者の衛生確保のために講ずる措置

３　宿泊者の安全確保のために講ずる措置（条例第6条関係）

（１）非常用照明器具の設置

（２）防火区画

（３）その他の安全措置

（４）避難経路の表示

（５）消防法令への適合

（６）（１）～（５）のほか、宿泊者の安全確保のために講ずる措置

４　外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のために講ずる措置（条例第7条関係）

（１）設備の使用方法に関する外国語を用いた案内

（２）移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供

（３）（１）及び（２）のほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のため

　　に講ずる措置

５　宿泊者名簿の作成時の本人確認等のために講ずる措置（条例第8条関係）

（１）本人確認の方法

（２）宿泊者名簿の作成のための措置

（３）（１）及び（２）のほか、宿泊者名簿の作成時の本人確認等のために講ずる措置

６　周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために講ずる措置（条例第9条関係）

（１）宿泊者に対する、周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために配慮すべき事項の説明方法

（２）騒音防止のために配慮すべき事項の説明内容

（３）ごみの処理のために配慮すべき事項の説明内容

（４）火災防止のために配慮すべき事項の説明内容

（５)（１）～（４）のほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために講ずる措置

７ 苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置（条例第10条関係）

（１）苦情等への対応者の配置状況

（２）苦情等への対応記録

（３）（１）及び（２）のほか、苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置

８　標識の掲示（法第13条、条例第11条関係）

（１）法第13条の標識の掲示場所

（２）条例第11条の標識の掲示場所

（３）（１）及び（２）のほか、標識の掲示に関し、講ずる措置

９ その他の事項（条例第3条第9項関係）

（１）火災保険、第三者に対する賠償責任保険の締結状況

（２）（１）のほか、講ずる措置

添付書類

 　1 　次に掲げる事項を明示した住宅の図面

 　　(1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置

 　　(2) 住宅の間取り及び出入口

 　　(3) 各階の別

 　　(4) 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積

 　　(5) 非常用照明器具の設置場所

 　　(6) 防火区画

 　　(7) (5)及び(6)のほか、宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じる場合は、当該措置を講

 　　　じている場所

 　　(8) 標識の掲示場所

 　　(9) (1)から(8)までのほか、知事が必要と認める事項

 　2 　条例第3条第4項の管理組合の規約（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、住宅宿泊事業

 　　を営むことについての定めがない場合を除く。）

3 　条例第3条第5項の書面（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、2の規約に住宅宿泊事業

 　　を営むことについての定めがない場合に限る。）

 　4 　条例第3条第6項の書面（届出者が届出に係る住宅の賃借人である場合に限る。）

 　5 　条例第3条第7項の書面（届出者が届出に係る住宅の転借人である場合に限る。）

 　6 　条例第3条第8項の書面

 　7 　条例第3条第11 項の規定により説明し、意見を求めたことを証する書類

 　8 　1から7までのほか、知事が必要と認める書類

 備考　添付書類1の図面については、厚・国規則第4条第4項第1号チに規定する図面に添付書類1(1)

 　から (9)までの 事項を明示することにより、作成して差し支えない。